

岐阜県議会議員選挙 4月7日(日) 大垣市議会議員選挙 4月21日(日)



明るい選挙推進運動イメージキャラクター「めいすいく」さん

4月に統一地方選挙が執行されます。
岐阜県議会議員選挙は、3月29日(金)告示、投票日は、4月7日(日)です。大垣市議会議員選挙は4月14日(日)告示、投票日は、4月21日(日)です。あなたの貴重な一票を大切にしましょう。
詳しくは、市選挙管理委員会(☎47-8292)へ。

投票はどこで何時から？

投票は、お住まいの区域(投票区)ごとに指定した投票所で行います(投票所入場券に投票所名および地図を記載しています)。
投票時間は午前7時から午後8時までです(上石津の西山・時山は午後7時まで)。

投票所入場券は？

県議選と市議選の共通入場券(長3封筒サイズ、ぼたん色で印刷)を3月下旬に各世帯に郵送します。投票所および期日前投票所には、有権者ごとに入場券を切り離してお持ちください。

入場券が届いていない場合や持ち忘れた場合でも、選挙権がある人は投票ができますので、運転免許証など本人確認できるものをお持ちください。

文字が書けない場合は？

手や目が不自由などの理由で投票用紙に文字を書くことができない人は、代理投票や点字投票ができます。利用されるときは投票所の係員に申し出てください。なお、どちらも投票の秘密は固く守られます。

県議選と市議選の共通入場券

岐阜県議会議員選挙	共通入場券			
大垣市議会議員選挙				
区	番	票	区議選	市議選
当日	投票日	期日	投票日	投票日
投票所	投票所	投票所	投票所	投票所
【期日前投票】 宣誓書兼請求書 期日前投票を行う人のみ記入ください。 1号 期日 宣誓書兼請求書(住家・学業) 2号 投票区外に 宣誓書兼請求書(老人又は既婚) 3号 投票区外に 宣誓書兼請求書(学生・遊学生) 4号 投票区外に 宣誓書兼請求書(海外) 5号 投票区外に 宣誓書兼請求書(海外) 6号 投票区外に 宣誓書兼請求書(海外)				
生年月日	期日	期日	期日	期日
氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
現住所	現住所	現住所	現住所	現住所

期日前投票をする時は、宣誓書兼請求書をあらかじめ記入しておいてください。※市議選の宣誓書兼請求書は同券の裏面にあります

投票日に用事があるときは？

投票日当日に仕事や旅行などで投票所へ行けないことが見込まれる人は、期日前投票ができます。日程は、下表のとおりです。

場所は、市役所1階第4・第5会議室、上石津・墨俣地域事務所です。市役所の期日前投票所をご利用の際は、正面玄関または南側玄関からお越しください。

市役所正面駐車場は込み合いますので、旧丸の内公園駐車場、本庁舎西側水門川沿い駐車場をご利用ください。また、平日のみ、午後5時15分まで、水門川西側の立体駐車場がご利用いただけます。

選挙名	日時 ※時間はいずれも午前8時30分～午後8時
岐阜県議会議員選挙	3月30日(土)～4月6日(土)の毎日
大垣市議会議員選挙	4月15日(月)～4月20日(土)の毎日

転入・転出・転居したときは？

▶ 転入者

県議選で投票するためには平成30年12月28日までに、市議選で投票するためには平成31年1月13日までに転入届出または住民票が作成されている必要があります。

▶ 転出者

市議選は市外へ転出すると投票ができなくなります。県議選は県内での異動に限り、前住所地で投票できる場合があります。この場合、前住所地または現住所の市町村長(住民窓口)が発行する「引き続き岐阜県の区域内に住所を有する旨の証明書」を投票所に持参するか、投票所での確認を受ける必要があります。

▶ 転居者

3月13日以降に市内の他の投票区に転居される人は県議・市議選共に、転居前の住所の投票所で投票することになります。投票所入場券で投票所をお確かめください。

下水道で快適な生活を

～下水道利用区域を拡大～

市は、衛生的で快適な日常生活を送っていただくために、下水道の整備をしています。3月31日からは、次の区域で新たに下水道が利用できるようになります。

- ▷木呂町 ▷中曽根町 ▷外渕1丁目 ▷坂下町 ▷赤花町1・2丁目 ▷池尻町 ▷興福地町4丁目 ▷荒尾町などの各一部区域

下水道が利用できる区域にお住まいの皆さんは、トイレや生活排水をできるだけ早く下水道に接続していただくようお願いします。改造工事などの宅地内排水設備工事は、市指定の下水道排水設備指定工事店に申し込みが必要です。

また、浄化槽や、し尿汲取り便槽を取り壊す前に市の許可業者へ依頼し、最終清掃を行ってください。

なお、排水設備の改造には、水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給制度がありますので、ご利用ください。

問合せ/下水道課(☎47-8714)へ。



上・下水道利用の開始と中止の連絡はお早めに

引越などで上・下水道の使用を開始または中止するときは、申し込みが必要です。日程が決まりましたら、早めに水道課(☎71-8848、平日の午前8時30分から午後6時まで)へ連絡してください。

また、使用開始・中止する1か月前から3営業日前までの期間で、インターネットによる申し込みも可能。市HPの「水道等開始・中止申込専用ページ」からお申し込みください。

詳しくは、水道課(☎71-8848)でお尋ねください。

▶ 申込専用ページ運営/大垣市水道料金等業務委託受託者「ヴェオリア・ジェネッツ(株)」



携帯電話用 スマートフォン用

審議会を傍聴してみませんか		
まちづくり市民活動育成支援推進委員会 担当:市民活動推進課(☎47-7169)		
3/23(土)	9:30~12:00	情報工房2階 会議室4
・平成30年度市民活動助成事業報告について		
地域包括支援センター運営協議会 担当:高齢介護課(☎82-1166)		
3/25(月)	13:30~15:00	市役所3階 合同委員会室
・平成30年度地域包括支援センター活動報告について ほか		
子育て支援会議 担当:子育て支援課(☎47-7064)		
3/26(火)	13:30~15:30	市役所2階 第1会議室
・大垣市第二次子育て支援計画における平成31年度実施計画(案)について ほか		